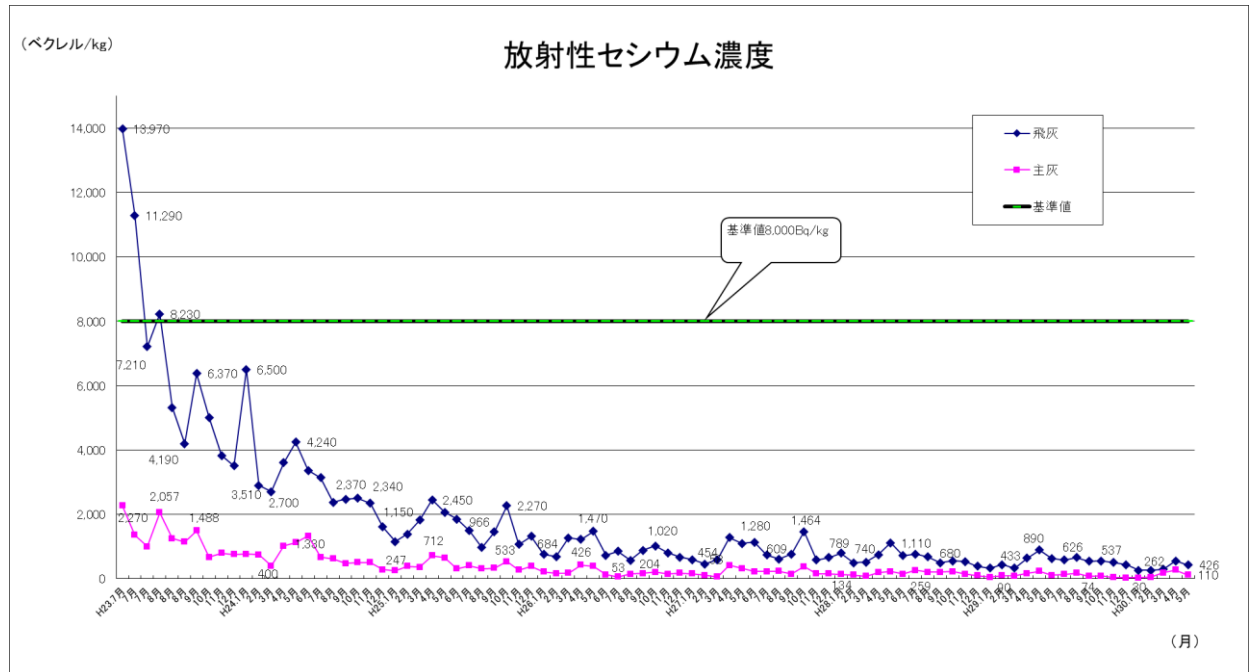


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



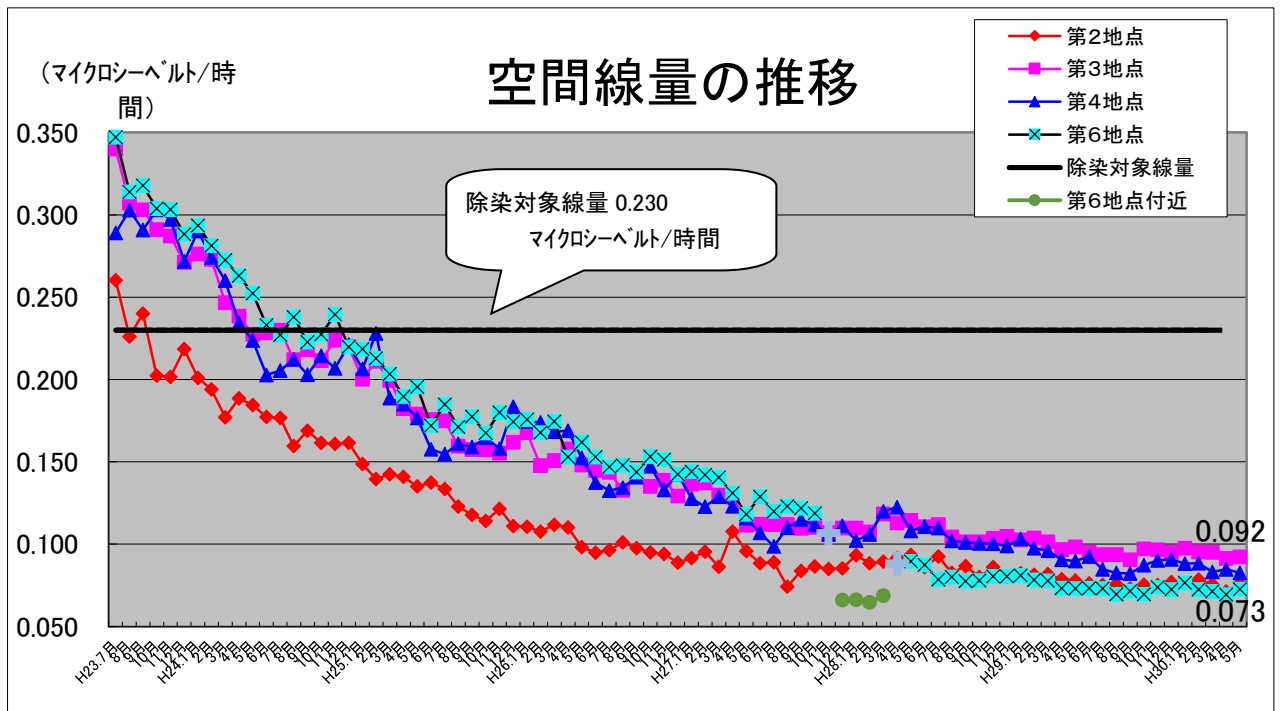
- ・排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）

| 測定月     | 炉別  | 測定容器 | 分析の結果 | 検出下限値        |
|---------|-----|------|-------|--------------|
| 平成30年5月 | 2号炉 | ろ紙部  | 不検出   | 2 (134又は137) |
|         |     | ドレン部 | 同上    | 同上           |
|         | 3号炉 | ろ紙部  | 同上    | 同上           |
|         |     | ドレン部 | 同上    | 同上           |
| 平成30年4月 | 2号炉 | ろ紙部  | 同上    | 同上           |
|         |     | ドレン部 | 同上    | 同上           |
|         | 3号炉 | ろ紙部  | 同上    | 同上           |
|         |     | ドレン部 | 同上    | 同上           |
| 平成30年3月 | 3号炉 | ろ紙部  | 同上    | 同上           |
|         |     | ドレン部 | 同上    | 同上           |
| 平成30年2月 | 3号炉 | ろ紙部  | 同上    | 同上           |
|         |     | ドレン部 | 同上    | 同上           |

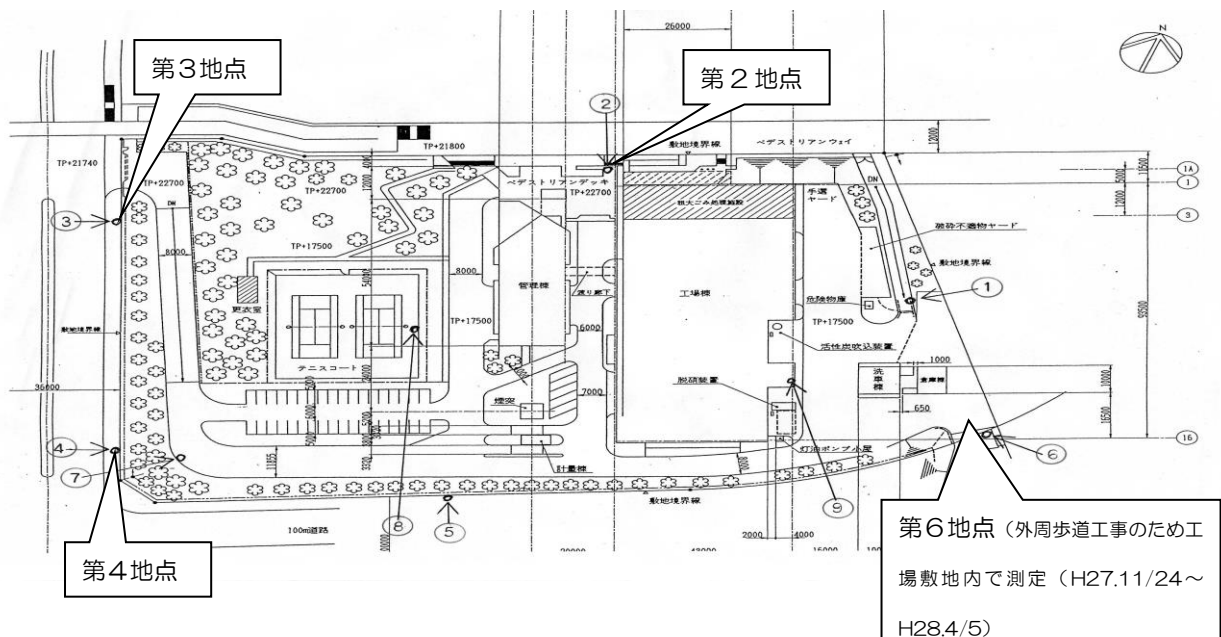
2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- ・敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



(測定位置図)



3 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（飛灰は全量）と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成 23 年 7 月、8 月発生指定廃棄物）は 130 t あり、ドラム缶（252 缶）・フレコンバッグ（120 袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

(平成29年度)

| 区 分           | 搬 出 先   | 計画処理量  | 処 理 量                                  |
|---------------|---|--|--|
| 主 灰<br>(燃えがら) | 印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分                                     | 1,817 t  | 1,836 t                                |
| 飛 灰<br>(ばいじん) | 印西クリーンセンターで一時保管   | —  | 基準値超(指定廃棄物):約130 t                     |
| 主灰と飛灰<br>の混合灰 | 民間処理業者へ搬出・資源化<br>(ツネイシカムテックス埼玉<br>株):埼玉県)<br>※主灰対飛灰=6対4 | 4,226 t<br>(主灰 2,560 t、<br>飛灰 1,706 t)   | 3,647 t<br>(主灰 2,188 t、<br>飛灰 1,459 t) |
|               |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2月 311 t (主灰 187 t、飛灰 124 t)</li> <li>• 3月 301 t (主灰 181 t、飛灰 120 t)</li> </ul> |  |

(平成30年度:5月末現在)

| 区 分           | 搬 出 先   | 計画処理量  | 処 理 量                            |
|---------------|---|--|----------------------------------|
| 主 灰<br>(燃えがら) | 印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分                               | 1,292 t  | 344 t                            |
| 飛 灰<br>(ばいじん) | 印西クリーンセンターで一時保管                                   | —  | 基準値超(指定廃棄物):約130 t               |
| 主灰と飛灰<br>の混合灰 | 民間処理業者へ搬出・資源化<br>(ツネイシカムテックス株):埼玉県)<br>※主灰対飛灰=6対4 | 4,206 t<br>(主灰 2,524 t、<br>飛灰 1,682 t)   | 745 t<br>(主灰 447 t、<br>飛灰 298 t) |
|               |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 4月 300 t (主灰 180 t、飛灰 120 t)</li> <li>• 5月 445 t (主灰 267 t、飛灰 178 t)</li> </ul> |                                  |

## 資料 3

印西クリーンセンター基幹的設備改良工事 「引渡性能試験」における試験項目において、基準値を満足していることを確認しました。

また、工事引渡しも平成 30 年 3 月 31 日をもって無事に完了しましたので、併せてお知らせいたします。

| 番号 | 試験項目                    | 基準値                                    | 試験結果                                    | 判定 |
|----|-------------------------|--|---|----|
| 1  | ごみ処理能力                  |  |   |    |
|    | 焼却量(W301)               | —                                      | 1 日目<br>94.56 t/d<br>2 日目<br>94.67 t/d  | —  |
|    | ごみ質                     | —                                      | 低位発熱量<br>8,790 kJ/kg<br>(2,100 kcal/kg) | —  |
| 2  | 排ガス*1                   |  |   |    |
|    | ばいじん                    | 0.02 g/m <sup>3</sup> N 以下<br>(1h 平均値) | 0.001 g/m <sup>3</sup> N 未満             | 合格 |
|    | 硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> ) | 20 ppm 以下<br>(1h 平均値)                  | 0.7 ppm                                 | 合格 |
|    | 塩化水素(HCl)               | 25 ppm 以下<br>(1h 平均値)                  | 8.8 ppm                                 | 合格 |
|    | 窒素酸化物(NO <sub>x</sub> ) | 65 ppm 以下<br>(1h 平均値)                  | 48 ppm                                  | 合格 |
|    | ダイオキシン類                 | 0.5 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下         | 0.018 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N           | 合格 |
|    | 一酸化炭素(CO)               | 100 ppm 以下<br>(1h 平均値)                 | 最大 9 ppm 未満<br>(1h 平均値)                 | 合格 |
|    | 50 ppm 以下<br>(4h 平均値)   | 9 ppm 未満<br>(4h 平均値)                   | 合格                                      |    |

|                     |                     |                 |                 |               |        |               |    |
|---------------------|---------------------|-----------------|-----------------|---------------|--------|---------------|----|
| 3                   | 焼却灰                 |                 |                 |               |        |               |    |
|                     | 熱しゃく減量              | 3%以下            | 0.1 %未満         |               | 合格     |               |    |
|                     | ダイオキシン類             | 3.0 ng-TEQ/g 以下 | 0.0023 ng-TEQ/g |               | 合格     |               |    |
| 4                   | 騒音                  |                 |                 |               |        |               |    |
|                     | 朝<br>(06:00~08:00)  | 50 dB(A)以下      | A<br>点          | 43 dB(A)      | B<br>点 | 44 dB(A)      | 合格 |
|                     | 昼間<br>(08:00~19:00) | 55 dB(A)以下      |                 | 47 dB(A)      |        | 46 dB(A)      | 合格 |
|                     | 夕<br>(19:00~22:00)  | 50 dB(A)以下      |                 | 47 dB(A)      |        | 42 dB(A)      | 合格 |
|                     | 夜間<br>(22:00~06:00) | 45 dB(A)以下      |                 | 40 dB(A)      |        | 41 dB(A)      | 合格 |
| 5                   | 振動                  |                 |                 |               |        |               |    |
|                     | 昼間<br>(08:00~19:00) | 60 dB 以下        | A<br>点          | 29 dB         | B<br>点 | 36 dB         | 合格 |
| 夜間<br>(19:00~08:00) | 55 dB 以下            | 25 dB           |                 | 36 dB         |        | 合格            |    |
| 6                   | 悪臭                  |                 |                 |               |        |               |    |
|                     | 1) 敷地境界線*2          |                 |                 |               |        |               |    |
|                     | アンモニア               | 1 ppm 以下        | 風<br>上          | 0.1 ppm 未満    | 風<br>下 | 0.1 ppm 未満    | 合格 |
|                     | メチルメルカプタン           | 0.002 ppm 以下    |                 | 0.0002 ppm 未満 |        | 0.0002 ppm 未満 | 合格 |
|                     | 硫化水素                | 0.02 ppm 以下     |                 | 0.002 ppm 未満  |        | 0.002 ppm 未満  | 合格 |
|                     | 硫化メチル               | 0.01 ppm 以下     |                 | 0.001 ppm 未満  |        | 0.001 ppm 未満  | 合格 |
|                     | トリメチルアミン            | 0.005 ppm 以下    |                 | 0.001 ppm 未満  |        | 0.001 ppm 未満  | 合格 |
| 臭気濃度 (臭気指数)         | 15※ (—)<br>※目標値とする。 | 10 未満 (10 未満)   |                 | 10 未満 (10 未満) |        | —             |    |

|             |                            |  |                                    |                              |             |                              |    |  |
|-------------|----------------------------|--|------------------------------------|------------------------------|-------------|------------------------------|----|--|
| 6<br>続      | 2) 排出口 (煙突出口)              |  |                                    |                              |             |                              |    |  |
|             | トリメチルアミン                   | 2.44 m <sup>3</sup> N/h 以下                     | 2<br>号<br>炉                        | 0.0002 m <sup>3</sup> N/h 未満 | 3<br>号<br>炉 | 0.0002 m <sup>3</sup> N/h 未満 | 合格 |  |
|             | アンモニア                      | 487.7 m <sup>3</sup> N/h 以下                    |                                    | 0.03 m <sup>3</sup> N/h 未満   |             | 0.03 m <sup>3</sup> N/h 未満   | 合格 |  |
|             | 硫化水素                       | 9.8 m <sup>3</sup> N/h 以下                      |                                    | 0.0005 m <sup>3</sup> N/h 未満 |             | 0.0005 m <sup>3</sup> N/h 未満 | 合格 |  |
|             | 臭気濃度 (臭気指数)                | 500※ (—)<br>※目標値とする。                           |                                    | 320 (25)                     |             | 400 (26)                     | —  |  |
|             | 3) 排出口 (臭突出口)              |  |                                    |                              |             |                              |    |  |
|             | トリメチルアミン                   | 0.266 m <sup>3</sup> N/h 以下                    | 0.00004 m <sup>3</sup> N/h 未満      |                              |             | 合格                           |    |  |
|             | アンモニア                      | 53.2 m <sup>3</sup> N/h 以下                     | 0.007 m <sup>3</sup> N/h 未満        |                              |             | 合格                           |    |  |
| 硫化水素        | 1.06 m <sup>3</sup> N/h 以下 | 0.0002 m <sup>3</sup> N/h 未満                   |                                    |                              | 合格          |                              |    |  |
| 臭気濃度 (臭気指数) | 500※ (—)<br>※目標値とする。       | 10 未満 (10 未満)                                  |                                    |                              | —           |                              |    |  |
| 7           | 温度                         |  |                                    |                              |             |                              |    |  |
|             | 燃焼室出口温度(T3071)             | 800 °C以上※<br>※5分以上連続して逸脱する時間の合計が10%を超えないものとする。 | 1日目<br>逸脱時間なし<br>2日目<br>0.4% (6分間) |                              |             | 合格                           |    |  |
|             | 集じん器入口温度(T309)             | 概ね200 °C以下※<br>※1h平均値が概ね200°Cを超えないものとする。       | 最高197 °C                           |                              |             | 合格                           |    |  |
| 8           | CO <sub>2</sub> 削減率        |  |                                    |                              |             |                              |    |  |
|             | CO <sub>2</sub> 削減率        | 3%以上   | 7.1% (平均値)<br>(1日目4.9%、2日目9.4%)    |                              |             | 合格                           |    |  |

備考) \*1 O<sub>2</sub>12%換算値、乾きガス基準とする。  
\*2 風向きは北とする。



H30.6.23

## 白煙防止装置の運用停止の継続について

印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する熱を、発電、温水センター、地域冷暖房に有効活用していますが、場内で利用している蒸気の中には、煙突から発生する白煙をできるだけ見えなくするために再度加熱する装置（白煙防止装置）にも利用していました。

煙突からの発生する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用する水分が水蒸気となり、煙突出口部分が冷やされる寒い冬に、白く見える現象ですが、煙のような見え方であるため、この発生を抑制するため「白煙防止装置」があります。

しかし、エネルギー有効利用の面から印西クリーンセンターでは、「白煙防止装置」で利用している蒸気を発電や地域冷暖房に利用することを目的として、「白煙防止装置」の運用を停止してまいりました。

「白煙防止装置」を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約 6,000 トンから 7,000 トンの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。

これらのことから、平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月末までの 1 年間「白煙防止装置」の運用停止を了承して頂きたく環境委員会に諮ります。



**次期中間処理施設整備事業の進捗状況について****(1) 概略経緯****平成 23 年度（千葉ニュータウン 9 住区計画建設予定地の決定）**

- 6 月 管理者・副管理者会議にて、「千葉ニュータウン 9 住区」現泉野 1 丁目を建設予定地として決定する。

**平成 24 年度（千葉ニュータウン 9 住区計画の撤回）**

- 7 月 印西市長選において現印西市長が当選
- 11 月 印西市より印西地区環境整備事業組合に対して「千葉ニュータウン 9 住区計画」の白紙撤回の申し入れが行われた。
- 2 月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置する。

**平成 25 年度（次期中間処理施設の用地を公募）**

- 4 月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が用地選定の調査審議に着手する。
- 1 月 募集期限を 3 月末として候補地の募集を開始する。
- 3 月 候補地募集の結果、岩戸地区 1 箇所、草深地区 1 箇所、滝地区 1 箇所、武西地区 2 箇所及び吉田地区 1 箇所、計 6 箇所から応募申込書が提出される。

**平成 26 年度（建設候補地の選定並びに建設候補地の地元区との基本協定の締結）**

- 4 月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が応募のあった 6 箇所に現在地を加えた 7 箇所を候補地として比較評価に着手する。
- 5 月 草深地区について、応募取下書が提出される。
- 6 月 武西地区①について、応募取下書が提出される。
- 9 月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が候補地の比較評価に関する最終答申書を管理者へ提出する。
- 11 月 建設候補地選定会議（管理者・副管理者会議）にて、吉田地区を建設候補地として選定する。
- 2 月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」を設置する。
- 2 月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」を設置する。
- 3 月 吉田地区の地元町内会である吉田区と組合が「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」を締結する。  
(吉田地区を建設候補地として決定したことを確認し、両者の役割等を定める)

**平成 27 年度（基本協定に基づき各検討委員会の設置）**

- 5 月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」が施設整備基本計画に関する調査審議に着手する。
- 5 月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」が地域振興策の基本構想等に関する調査審議に着手する。
- 3 月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」が施設整備基本計画（案）に関する答申書を管理者へ提出する。
- 3 月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」が地域振興策の基本構想等（案）に関する答申書を管理者へ提出する。

**平成 28 年度（施設整備基本計画及び地域振興策基本構想を策定、整備協定書の締結）**

- 4 月 各検討委員会の答申を受け「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本構想」を策定する。
- 6 月 次期中間処理施設整備にあたって、吉田区との約束事をまとめる「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」の協議に着手する。
- 1 月 「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」に対するパブリックコメントを募集する。
- 1 月 「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」に係る説明会を開催する。
- 3 月 吉田区と「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」を締結する。  
(吉田地区を建設予定地として決定することのほか、地域振興策整備費用の上限など、事業推進に関する約束事を定める。)

**平成 29 年度（施設整備基本計画追加策定及び地域振興策基本計画策定）**

- 5 月 「地域まるごとフィールドミュージアム事業（地域振興策）」が環境省の地域低炭素化モデル事業に採択される。
- 10 月 建設予定地の用地測量及び地質調査が完了する。
- 2 月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に係る有識者懇話会（ヒアリング形式）を実施する。
- 3 月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に対するパブリックコメントを募集する。
- 3 月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に係る説明会を開催する。
- 3 月 アクセス道路の地質調査が完了、予備設計及び用地測量業務に着手する。
- 3 月 「次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画」を追加策定する。  
(平成 28 年度策定した施設整備基本計画に、環境影響評価における基礎条件を追加検討した計画)  
「次期中間処理施設整備事業 地域振興策基本計画」を策定する。  
(次期中間処理施設の周辺対策事業の基本的な計画として「吉田区のインフラ整備等」のほか、地域資源や排熱エネルギーを活用する「多目的な複合施設」を計画に位置付ける。)

平成30年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

| 事業内容                   | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月      | 10月 | 11月 | 12月          | 1月               | 2月 | 3月 |
|------------------------|--|----|----|----|----|---------|-----|-----|--------------|------------------|----|----|
| アクセス道路測量(29)           | 境界確定・確定測量・縦横断                              |    |    |    |    | 用地丈量図作成 |     |     |              |                  |    |    |
| アクセス道路予備設計(29)         | 線型比較・交差点比較・概略構造物                           |    |    |    |    |         |     |     |              |                  |    |    |
| アクセス道路予備設計B(30)        | 縦横断・附帯構造物・用排水設計<br>交差点2箇所(縦横断・交差容量・路面表示設計) |    |    |    |    |         |     |     |              |                  |    |    |
| アクセス道路用地物件補償<br>調査業務   |  |    |    |    |    |         |     |     | アクセス道路分(立木等) |                  |    |    |
| アクセス道路不動産鑑定業<br>務      |  |    |    |    |    |         |     |     | アクセス道路分      |                  |    |    |
| 施設用地埋蔵文化財調査業<br>務      |  |    |    |    |    |         |     |     |              |                  |    |    |
| 施設用地管理業務               |  |    |    |    |    |         |     |     |              |                  |    |    |
| 用地買収(物件補償含)<br>* 本体用地分 | 本体用地分(アクセス道路重複地権者を除く)                      |    |    |    |    |         |     |     |              | 本体用地分(アクセス道路を除く) |    |    |

(その他)

◎地域振興策の事業エリアの決定

○千葉県や印西市の関係課との協議

印西地区ごみ処理基本計画策定スケジュールについて

| 事業内容   | 4月            | 5月 | 6月        | 7月 | 8月 | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月  | 3月 |
|--|---------------|----|-----------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| ごみ処理基本計画<br>検討委員会                            | 委員委<br>嘱・諮問 ○ |    | 視察<br>○ ○ | ○  |    | ○   |     | ○   | 答申  |    | ○   |    |
| 現状把握<br>○印西地区ごみ処理状況<br>○市町施策評価               | →             |    |           |    |    |     |     |     |     |    |     |    |
| 次期計画施策検討<br>○各市町の施策検討<br>○組合独自施策検討           |               |    | →         |    |    |     |     |     |     |    |     |    |
| 目標の設定<br>○目標年度及び目標値設定                        |               |    |           |    |    | ○   |     |     |     |    |     |    |
| 中間報告<br>(施策内容・目標値)<br>正副管理者・組合議会             |               |    |           |    |    | → ◎ |     |     |     |    |     |    |
| 計画書(案)のまとめ                                   |               |    |           |    |    | → ○ |     |     |     |    |     |    |
| パブリックコメント募集<br>○PB(案)正副管理者決裁<br>○組合議会PB(案)送付 |               |    |           |    |    |     | →   |     |     | →  | ◎   |    |
| 計画最終(案)のまとめ<br>○答申内容のまとめ<br>○答申内容公表          |               |    |           |    |    |     |     |     |     |    | → ○ |    |

→ 組合・コンサル・市町作業

回答は文書で

01-環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)

千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。

(1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。

(2)2018年1月12日、秋山柏市長と、本郷谷松戸市長・井崎流山市長・星野我孫子市長・板倉印西市長の連名で、国(中川環境大臣)に対し要望書を提出したが、その後の進捗はあったか。

環境大臣 中川 雅 治 様

### 指定廃棄物の長期管理施設の確保等に係る要望

平成30年1月12日

松戸市長 本郷谷 健 氏



柏市長 秋 山 浩 集 氏



流山市長 井 崎 義 氏



我孫子市長 星 野 順 一 郎 氏



印西市長 板 倉 正 直 氏



東京電力(株)福島第一原子力発電所事故からまもなく7年を迎えようとしていますが、依然、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市においては、放射性物質を含む廃棄物の処理の問題により、市民は放射線への対応と地域の将来について大変危惧しております。

特に、8,000ベクレル/kgを超える指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法により、その収集・運搬・保管及び処分は国の責任において行うとされていますが、千葉県にあっては、平成27年4月に県内の長期管理施設の詳細調査候補地が示されたものの、2年以上経過しても具体的な進捗は見られません。各市では、指定廃棄物の一時保管の終期を見逃さないことが、市政の推進に大きな障壁・課題となっています。

国においては、各市における逼迫した状況を十分に認識のうえ、指定廃棄物に係る問題に速やかに対処していただきたく、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 これまで国が説明してきた千葉県内1か所での集約管理の方針に基づき、指定廃棄物の長期管理施設を一刻も早く確保すること。
- 2 指定廃棄物の一時保管や長期管理施設の確保に向けた国の取り組み状況について市民に説明すること。
- 3 指定廃棄物の長期管理施設の確保に関するスケジュールを示すこと。
- 4 一時保管の長期化に伴い、長期管理施設ができるまでの間、地元地域の要望に則した地域振興策等が実施できるよう各市の取り組みに対して財政措置を含めた支援を行うこと。

東京電力福島第一原発事故で汚染された指定廃棄物について、環境省の担当者が3月17日、県内最多の約1064トンを一時的保管する柏市を訪れ、市内3カ所(市清掃工場「北部クリーンセンター」のほか、市第二清掃工場「南部クリーンセンター」と市最終処分場で保管)の保管場所のうち市清掃工場「北部クリーンセンター」周辺の一つの町会の住民に国の取り組み状況などを説明した。国が市民に直接説明するのは、処分場(長期管理施設)候補地の千葉市を除き、県内9市の保管自治体では初めて。18日も別の町会の住民に国が説明した。印西市では開催しないのか?

(3)指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか?

## 02-水銀対策の必要性

- (1)平成29年度第3回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)に記載の追加の説明(図示)を求める。
- (2)水銀の常時監視に関する方針は決定したか。

## 03-表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

協定書等に関する調査の進捗状況は?

## 04-一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(2018年5月25日公開)

印西地区環境整備事業組合の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が2018年5月25日にホームページに公開された。

- (1)焼却日数は掲載されているが、焼却日を追加されたい。(操業報告と同様に)
- (2)脚注に「最少とは焼却炉の立上げ又は立下げ日のため焼却量は通常より少なくなります。」とあるが、該当日のデータが開示されていないので、開示されたい。

## 05-一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)が更新されない理由は?

2018年5月25日 組合ホームページで、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が公表された。

公表内容は、焼却量、燃焼ガス温度、集塵器入口温度、窒素酸化物濃度、二酸化硫黄濃度、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度、ばいじんである。

しかし、組合ホームページで「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)」は更新されていない。

「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)」が更新されない理由はいかなる理由か?

また、当該日から3年を経過する日まで公表するとされているが、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録は、平成27年度から平成29年度の3年分しかないのはいかなるものか?

参考までに、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録に関しては、廃棄物処理施設情報の透明性を確保し、同施設に対する国民の安心感・信頼感を得ることを目的として、廃棄物処理施設の設置許可等を受けた者及び届出に係る管理者を対象に、施設の維持管理に関する計画の公表及びこれまで記録しなければならないこととされていた施設の維持管理の状況に関する情報の公表が義務化された(法第8条の3第2項、法第9条の3第6項、法第15条の2の3第2項)。

廃棄物処理施設の設置者又は管理者が公表しなければならない維持管理に関する情報は、法第8条の4等の規定により記録し、備え置かなければならないこととされている事項と同様の事項とし、当該事項の結果の得られた日等の属する月の翌月の末日までに公表し、当該日から3年を経過する日まで公表することとした(規則第4条の5の2、第4条の5の3等)。

公表方法は、インターネットその他の適切な方法により公表することとされており、幅広い関係者が当該情報にアクセスできるようにするという観点からは、原則としてインターネットを利用する方法が望ましいこと。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合に、求めに応じてCD-ROMを配布することや、紙媒体での記録を事業場で閲覧させることなどについては、「その他の適切な方法」による公表に該当するものであるとされた。

参考のため、東京二十三区清掃一部事務組合では一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録として下記の2種類である。(ダイオキシン類は別途公表している)

- (1) 連続測定器の測定結果：ごみ焼却量、燃焼室ガス温度、集じん器入口ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度（煙突）（O<sub>2</sub> 12%換算）
- (2) 第三者機関による定期測定結果：ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、全水銀

06-平成30年度印西地区ごみ処理実施計画

平成30年度印西地区ごみ処理実施計画は6月9日でも組合ホームページで公開されないのはいかなる理由か？  
 平成28年度第2回印西クリーンセンター環境委員会の議事録に、「組合ホームページの掲示が2016年05月17日と遅い理由は？という疑問への回答が記載されており、組合側とも協力しながら実施していきたいと考えています」との回答があり、平成29年度印西地区ごみ処理実施計画は組合ホームページに4月19日掲出された。

07-工事完了と引渡性能試験の結果の件

印西クリーンセンター基幹的設備改良工事「引渡性能試験」における試験項目の結果報告が2018年5月8日 組合ホームページに掲載された。

- (1) なぜ、4月初旬に掲載されないのか？
- (2) 掲載内容で、排ガスの基準値が通常の数値と異なっているのはいかなる理由か？  
 (少なくとも、3号炉の協定値を掲載の数値に変更すべきではないかと思う)

| 番号 | 試験項目                    | 基準値   | 試験結果  | 判定       |
|----|-------------------------|---|---|----------|
| 2  | 排ガス*1                   |   |   |          |
|    | ばいじん                    | 0.02 g/m <sup>3</sup> N 以下<br>(1h 平均値)          | 0.001 g/m <sup>3</sup> N 未満                     | 合格       |
|    | 硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> ) | 20 ppm 以下<br>(1h 平均値)                           | 0.7 ppm   | 合格       |
|    | 塩化水素(HCl)               | 25 ppm 以下<br>(1h 平均値)                           | 8.8 ppm   | 合格       |
|    | 窒素酸化物(NO <sub>x</sub> ) | 65 ppm 以下<br>(1h 平均値)                           | 48 ppm  | 合格       |
|    | ダイオキシン類                 | 0.5 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下                  | 0.018 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N                   | 合格       |
|    | 一酸化炭素(CO)               | 100 ppm 以下<br>(1h 平均値)<br>50 ppm 以下<br>(4h 平均値) | 最大 9 ppm 未満<br>(1h 平均値)<br>9 ppm 未満<br>(4h 平均値) | 合格<br>合格 |

| 区分                      | 単位                 | 規制値  | 協定値  | 定置下限値 | 測定値(O <sub>2</sub> 12%換算値) |               |               | 備考<br>【測定方法】 |     |     |            |
|-------------------------|--------------------|------|------|-------|----------------------------|---------------|---------------|--------------|-----|-----|------------|
|                         |                    |      |      |       | 1号炉<br>H206.22             | 2号炉<br>H206.2 | 3号炉<br>H206.2 | 1号炉          | 2号炉 | 3号炉 |            |
| ばいじん                    | g/m <sup>3</sup> N | 0.08 | 0.03 | 0.001 | ND                         | ND            | ND            |              |     |     | JIS Z-8808 |
| 硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> ) | ppm                | 1900 | 50   | 1     | ND                         | ND            | ND            |              |     |     | JIS K-0103 |
| 窒素酸化物(NO <sub>x</sub> ) | ppm                | 250  | 120  | 10    | 37                         | 38            | 37            |              |     |     | JIS K-0104 |
| 塩化水素(HCl)               | ppm                | 430  | 80   | 10    | 24                         | 24            | 21            |              |     |     | JIS K-0107 |

\* NDは定置下限値未満を示しています。

08-環境委員会だよりの掲出が遅れている理由

組合ホームページの「環境委員会だよりの」の「3) 環境委員会報告」に、「会議録」、「操業状況」、「環境測定結果」、「その他の資料」に掲出されないのはいかなる理由か？

09-操業報告などの資料の配布遅延の理由

組合は環境委員会用資料を環境委員会住民側打ち合わせ開催日(環境委員会の約2週間前の日曜日)の金曜日まで

に配布することになっているが、6月9日現在配布されていないのはいかなる理由か？

10-機能検査と精密機能検査の実施状況

廃掃法施行規則において、市町村は、以下の点検・検査を行うこととされている。

<機能検査（第4条の5第1項第14号）>

市町村は、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査を行うこととされており、「廃棄物処理の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知。以下「昭和46年厚生省課長通知」という。）により、同検査の実施頻度は年1回以上とされている。（参考のため、一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉2016年03月01日公表に収録の「表2-(2)-イー⑦ 機能検査、精密機能検査及び機能診断調査の位置付け等」を添付した）

<精密機能検査（第5条）>

市町村は、施設の機能を保全するため、施設の機能状況、耐用の度合等について精密な検査（精密機能検査）を行わなければならないとされており、昭和46年厚生省課長通知により、同検査の実施頻度は3年に1回以上とされている。

また、精密機能検査は、「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」（「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日付け環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙4））において、「定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準及び設計基準とを比較して、処理負荷及び処理機能を検討するとともに、設備・装置・機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘する」として、検査の細目が定められている。

組合における機能検査と精密機能検査のこれまでの実施状況と今後の実施予定を報告されたい。

表2-(2)-イー⑦ 機能検査、精密機能検査及び機能診断調査の位置付け等

| 区 分      | 機能検査   | 精密機能検査   | 機能診断調査  |
|----------|--|--|---|
| 根拠法令     | 廃掃法施行規則第4条の5第1項第14号  | 廃掃法施行規則第5条   | -   |
| 条文       | 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい塵及び水質に関する検査を行うこと。          | ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、これらの施設の機能を保全するため、定期的に、その機能状況、耐用の度合等について精密な検査を行うようにしなければならない。   | -   |
| 通知等      | 昭和46年10月25日環整45号（第三の10）、環整94号（3の（3））、環整95号（別表）                       | 昭和52年11月4日環整45号（第三の11）、環整95号（別表）   | 長寿命化手引き（平成22年3月）、（平成27年3月改訂）  |
| 目的及び検査内容 | 施設の適正な維持管理にあたって、施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握し、稼働の状況を常に適切に保持するために実施する（環整45号）。 | ごみ処理施設およびし尿処理施設の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準および設計基準とを比較して、処理負荷および処理機能を検討するとともに、設備・装置・機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘する（環整95号別表4）。 | 劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備・機器について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定めようとして定期的に実施する（長寿命化手引き）。 |
| 検査頻度     | 1年に1回以上  | 3年に1回以上  | -   |

（注） 環境省の資料を基に当省が作成した。



## ○自治会側からの質問事項に対する回答書

| 質 問 事 項   | 回 答  |
|---|--|
| <p>1. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について</p> <p>環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。</p> <p>(1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。</p> <p>(2)2018年1月12日、環境大臣に対して松戸市長、柏市長、流山市長、我孫子市長、印西市長の連名で要望書を提出したが、進捗はあったか。</p> <p>(3)柏市では北部クリーンセンター周辺町内会との説明会に環境省が同席したが(千葉市以外では初)、印西市では開催予定はないのか。</p> | <p>(1)印西市及び当組合には、いづれも環境省からの協議申し入れはありません。</p> <p>(2)印西市の担当に確認したところ2018年1月12日に提出した要望書への回答は無いそうです。</p> <p>(3)柏市では保管期間に関して、周辺自治会と書面を交わしており、今回その期限が満期を迎え、更なる延長をお願いするにあたり3月17日に地元自治会との住民説明会を実施しています。その際に国の担当も同席し、現状の千葉市との交渉経過等を直接説明しています。</p> <p>柏市と周辺自治会との関係は、従前より良好であるということから説明会で紛糾することはなく、保管期間の更新ができた事は聞いています。</p> <p>環境省の担当を交えての住民説明会ですが、印西市としては開催する予定はないそうです。</p> <p>当組合では、6月1日(金)に指定廃棄物の保管状況に関する、年一回の国の立入調査がありました。内容的にはドラム缶保管が長期にわたり、容器自身の劣化対策を検討してもらいたい旨の指摘があり、今後は容器の詳細調査やその結果によっては入替を検討していかなければならない状況です。</p> <p>但し、国が目指している一括保管場所が設置できれば、この話は無くなると思います。</p> <p>当日の質疑にて、現在一括保管場所の候補地である千葉市との交渉状況を質問しましたが、目立つ進捗は見受けられないということでした。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(4) 指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？</p>   | <p>(4) 指定廃棄物については、国が処理をすることとなっております。指定解除をすることで処理を実施する責任が国から自治体へ移ります。指定を解除された廃棄物の受け入れ先を確保することが難しい現時点において、指定解除に向けての測定を行う予定はありません。</p>                                  |
| <p>2. 水銀対策の必要性について<br/> (1) 平成 29 年度第3回印西クリーンセンター環境委員会会議録(概要版)に記載の追加の説明(図示)を求める。<br/> (2) 水銀の常時監視に関する方針は決定したか。</p>   | <p>(1) 今回の環境委員会会議録に昨年説明済みの水銀自動計測器のイメージ図を添付できるように事務局へ依頼します。<br/> (2) 昨年の環境委員会でも回答していますが、水銀自動計測器は設置場所及び予算の面でも難しいため、外部の専門検査機関へ測定を依頼しています。</p>                           |
| <p>3. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について<br/> (1) 協定書等に関する調査の進捗状況は？</p>   | <p>大気汚染防止法で平成 30 年4月1日より、当クリーンセンターのような焼却施設は水銀排出基準が <math>50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3</math> となりました。<br/> 本協定書における規制値は過去に実施している重金属測定内の測定値を勘案するとともに、組合内で模索している段階です。</p> |
| <p>4. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(2018年5月25日公開)について<br/> (1) 焼却日数は掲載されているが、焼却日を追加されたい。<br/> (2) 脚注に「最少とは焼却炉の立上げ又は立下げ日のため焼却量は通常より少なくなります。」とあるが、該当日のデータが開示されていないので開示されたい。</p> | <p>(1) 環境委員会の資料には焼却日も記載していますが、HP ではスペースの制約があることから簡素化して、焼却日数のみを記載していますので、ご理解をお願いいたします。<br/> (2) 焼却炉の立上げ又は立下げ日の焼却量は24時間に満たないため、通常の1日の焼却量よりも少なくなります。(最少表示)</p>          |

|  |  |
|--|--|
| <p>5. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)について</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)が更新されない理由は？</p> <p>(2) 同記録は当該日から3年を経過するまでの公表となっているが、平成 27 から 29 年度分しかないのは如何なものか。</p> | <p>(1) 平成30年度第1回年環境委員会にて報告後、公表いたします。</p> <p>(2) 平成27年度から今年度(30年度)まで記載していますので、3年分を経過して公表しています。</p>  |
| <p>6. 平成 30 年度印西地区ごみ処理実施計画について</p> <p>(1) 平成 30 年度分の同計画が6月9日時点でも、組合HPで公開されない理由は。</p> <p>(2) 2 年前に遅れた時の組合側回答との整合性は？</p> <p>ちなみに 29 年度分は4月19日に公開された。</p>       | <p>今年度、人事異動による担当者の変更があり、短時間ではありますが事務事項の引継は行いましたが、年々増加する事務量に対し十分な引継ができなかった状況です。</p> <p>またこの4月から新たに業務として加わった「ごみ処理基本計画」の作成も始まったことも、遅延した要因と考えます。</p> |
| <p>7. 基幹改良工事の引渡性能試験の結果について</p> <p>(1) 引渡性能試験の結果が 2018 年 5 月 8 日に組合HPに掲載されているが、なぜ4月初旬(もっと早く)に掲載しないのか。</p> <p>(2) 排ガスの基準値が環境委員会の協定値と異なる理由は。</p>                | <p>(1) 正式な報告書としては3月末日で、その後事務手続きに時間を要してしまったためです。</p> <p>(2) 排ガスの基準値は基幹改良工事实施設設計仕様書の数値になります。協定値を変更するには、「公害防止に関する協定書」第15条の協議のうえ変更になります。</p>         |

|  |   |
|--|---|
| 8. 環境員会だよりの提出が遅れている理由は？  | <p>今年度、人事異動による担当者の変更があり、短時間ではありますが事務事項の引継は行いましたが、年々増加する事務量に対し一部分の引継しかできなかった状況です。</p> <p>またこの4月から新たに業務として加わった「ごみ処理基本計画」の作成業務も始まり、そちらに気を取られたことも遅延した要因と考えます。</p> |
| 9. 平成 30 年度第1回分の資料(操業報告等)の配布が遅れた理由は？<br>住民側打合せ開催日(委員会約2週間前)の前々日までの配布となっているが。 | 同上  |
| 10. 機能検査と精密機能検査の実施状況について   | <p>機能検査は施設の稼働の状況を常に適切に保持するために実施するもので、日常の現場点検と毎年実施している定期点検補修時に行っています。</p> <p>精密機能検査は今年度実施する予定です。</p>   |